

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年9月5日（火）

10:02～10:13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○国会提出案件 3件

○政令 2件

○人事 5件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、沖縄県の県道整備に伴い、同県内の「牧港補給地区」の一部土地を共同使用するものであります。

次に、平成28年度「予算使用の状況」並びに、平成29年度第1・四半期における「予算使用の状況」及び「国庫の状況」を国会及び国民に報告することについて、御決定をお願いいたします。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月25日と定めるものであり、「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、登録を受けた賃貸住宅の改良に必要な資金の貸付けを金融機関に委託できることとする等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣、河野外務大臣、加藤厚生労働大臣、世耕経済産業大臣及び松山内閣府特命担当大臣が第3回東方経済フォーラム出席等のため明日から7日まで、上川法務大臣がインドネシア国及びシンガポール国政府要人との会談等のため7日から13日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、前内閣官房内閣衛星情報センターワーク次長塩川実喜夫、株式会社野村資本市場研究所顧問山崎啓正、国際連合日本政府代表部在勤公使南博及び前国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官竹田浩三を特命全権大使に、外務省大臣官房付相川一俊を特命全権公使に、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、塩川はチュニジア国に、山崎はジャマイカ国兼ベリーズ国に、南は東ティモール国に、竹田はボツワナ国に、相川は在アメリカ合衆国日本国大使館に、それぞれ駐箚又は在勤を命じようとするものであります。また、特命全権大使羽田浩二にフィリピン国駐箚を命ずること及びチュニジア国駐箚大使長谷川晋を待命とすることを、それぞれ承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、須江毅外147名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員羽田孜を従二位に叙するものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日露租税条約」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。なお、7日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

す。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をイラクとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「財政改革開発政策借款」に、300億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、15か国、5機関に対する計28件、総額約250億円の贈与を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：上川大臣ほか4人の大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、小此木大臣を法務大臣の臨時代理に、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定し、鈴木大臣を厚生労働大臣の臨時代理に指定するとともに、拉致問題担当大臣の事務代理を命じ、茂木大臣を経済産業大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理を命じ、林大臣に少子化対策、男女共同参画、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策担当大臣の事務代理を命じます。なお、私も、明日から7日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎一般案件

- 資料あり ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用について（決定）（防衛省）

◎国会提出案件

- 資料あり ☆平成28年度における予算使用の状況（平成28年度出納整理期間を含む。）を国会及び国民に報告することについて（決定）（財務省）
- 〃 ☆平成29年度第1・四半期における予算使用の状況を国会及び国民に報告することについて（決定）（同上）
- 〃 ☆平成29年度第1・四半期における国庫の状況を国会及び国民に報告することについて（決定）（同上）

◎政令

- 資料あり ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省・金融・消費者庁・財務省）

◎人事

- 資料なし ☆内閣総理大臣安倍晋三外5名の海外出張について（了解）

- 資料あり ○ 塩川実喜夫外 4 名を特命全権大使等に任命することについて（決定）
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 資料なし ☆ 檢事佐伯恒治を判事兼簡易裁判所判事に任命することについて（決定）
- 資料あり ○ 元津山市公立学校長須江 肇外 147 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

- 資料あり ○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の署名について
(決定) (外務省)
- 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換について (決定)(同上)
- 〃 ○無償資金協力に係る取極の締結 (平成29年度第4次取りまとめ分) について (決定) (同上)

〔○署名あり ☆署名なし〕